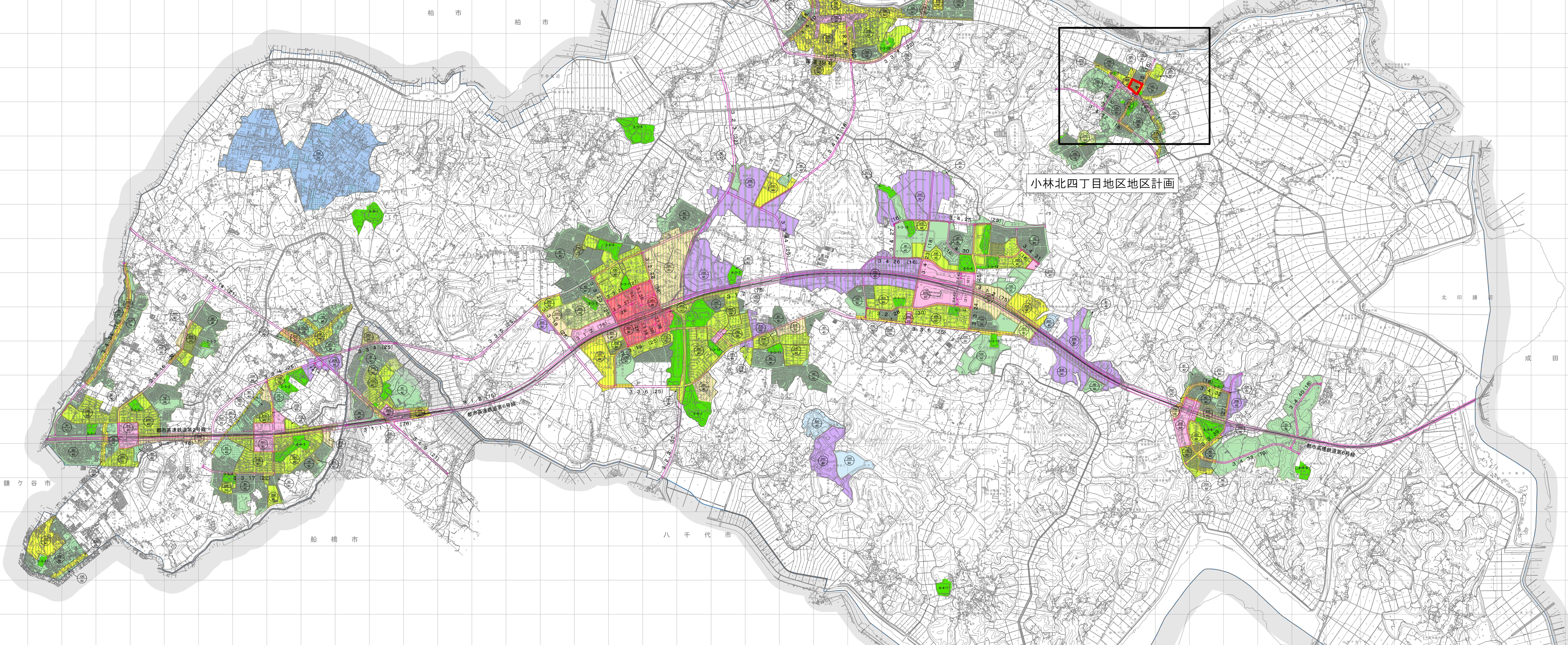
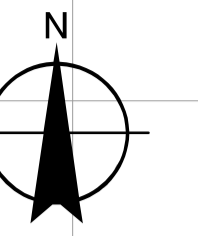


# 印西都市計画図

(印西都市計画区域は、船橋市を除く)



小林北四丁目地区地区計画

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	備考
第一種低層住居専用地域	30, 40	50, 60	
第一種中高層住居専用地域	60	200	
第二種中高層住居専用地域	60	200	
第一種住居地域	60	200	
第二種住居地域	60	200	
準住居地域	60	200	
近隣商業地域	80	200	
商業地域	80	400, 600	
準工業地域	60	200	
工業地域	60	200	
工業専用地域	60	200	

番号	名称	幅員 (m)	延長 (約 m)
3-1-1	千禧ニュータウン中央線1号	76	4,670
3-1-2	千禧ニュータウン中央線2号	75	16,110
3-2-3	町田通途中ノロ線	32	6,230
3-3-4	南向南台線	26	2,560
3-3-4	南向南台線(支線1号)	18.5	190
3-3-5	西辺田大木戸線	25	5,100
3-3-6	通谷津五斗線	25	7,570
3-3-7	印西バイパス線	22	3,750
3-4-8	本下駅南口線	20	530
3-4-10	中ノロ六軒線	18	1,140
3-4-11	小林駅南口線	18	470
3-4-12	作万通道作線	18	1,990
3-4-14	園道 16号	21	3,890
3-4-15	小林通 新田線	16	1,040
3-3-16	西白井16号線	22	2,690
3-3-17	役場白井駅線	22	2,440
3-3-18	武西十倉一線	25	790
3-3-19	タウンセンター南線	26	2,340
3-3-20	タウンセンター西線	25	1,130
3-3-21	タウンセンター北線	27	690
3-2-22	タウンセンター東線	36	1,190

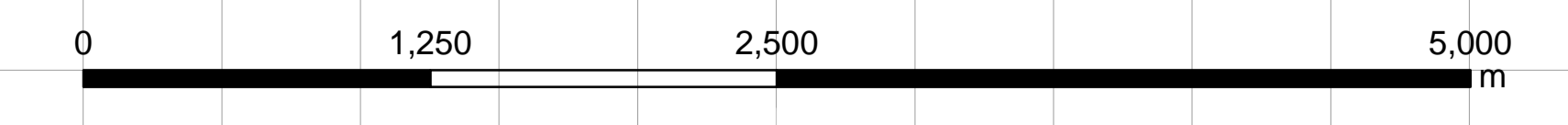
番号	名称	幅員 (m)	延長 (約 m)
3-4-23	草深別所線	18	2,210
3-3-24	草深南線	25	1,550
3-4-25	別所港線	16	2,200
3-4-26	大清水石道台線	16	2,520
3-4-27	原上野原中割線	16	500
3-2-28	大清水原線	30	1,530
3-3-6	通谷津五斗線	16	1,480
3-4-31	大野大線	16	670
3-4-32	松原前出戸線	18	1,170
3-4-33	原車前下湯原線	19	2,600
3-4-34	大山口富塚線	16	2,960
3-1-35	中央北駅前線	55	290
3-1-36	中央南駅前線	50	140
3-3-37	中央南西線	28	660
3-3-38	中央南東線	28	550
3-3-39	鹿作台通線	27	1,680
3-4-40	下湯原通線	18	1,170
3-4-41	竹袋大森線	18	2,780
3-4-42	牧の原駅前北口線	21	80
3-4-43	牧の原駅前南口線	21	90
3-3-44	和泉線	25	1,710

番号	名称	面積 (㎡)
5-6-1	印西総合	500
5-5-8	松山下	141
5-4-3	別所池	53
1	別所	23
白井市		(113)
3-3-1	中木戸	23
3-3-2	七次第1	25
3-3-3	七次第2	12
3-3-4	白井水戸	20
3-3-5	十倉一	20
3-3-14	草深第2	20
3-3-15	草深第3	21
4-4-2	南台山	76
3-3-17	松原	21
3-3-18	浅間山	20
3-3-19	別所第2	27
3-3-20	木下	26
4-3-3	印西村自治地区	30
4-4-1	和泉	43
4-4-5	松	75
4-4-6	印西村中央	41
4-4-4	草深中央	106

番号	名称	面積 (㎡)
5-6-1	印西総合	500
5-5-8	松山下	141
5-4-3	別所池	53
1	別所	23
白井市		(113)
3-3-1	中木戸	23
3-3-2	七次第1	25
3-3-3	七次第2	12
3-3-4	白井水戸	20
3-3-5	十倉一	20
3-3-14	草深第2	20
3-3-15	草深第3	21
4-4-2	南台山	76
3-3-17	松原	21
3-3-18	浅間山	20
3-3-19	別所第2	27
3-3-20	木下	26
4-3-3	印西村自治地区	30
4-4-1	和泉	43
4-4-5	松	75
4-4-6	印西村中央	41
4-4-4	草深中央	106

凡例

地区計画区域



## 小林北四丁目地区地区計画の変更

(変更理由)

本地区は、ＪＲ成田線小林駅より東方約５０ｍに位置し、東側には都市計画道路３・４・１５号 小林浅間新田線、南側にはＪＲ成田線が走る交通の利便性の高い地区であり、大規模な開発行為により計画的な住宅地としての土地利用及び施設整備が行われた小林北地区のほぼ中央部に位置している。

また、本地区は印西市マスタープランにおいて、地区の都市づくりの方針として、地区計画の導入により良好な居住環境を保全することとしており、周辺住宅地との調和に配慮すると共に、戸建て住宅地を中心とした良好な住環境の形成及び保全を図ってきた。

引き続き、適正な土地利用等の規制・誘導を図り、将来に渡り良好な都市環境及び魅力的な街並みを形成するため、本地区計画を変更する。

印西都市計画地区計画の変更（印西市決定）

都市計画小林北四丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	小林北四丁目地区地区計画
位 置	印西市小林北四丁目及び小林北五丁目の各一部の区域
面 積	約 2.5 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、JR成田線小林駅の東約50mにあり、大規模な開発行為により計画的な住宅地としての土地利用及び施設整備が行われた小林北地区のほぼ中央部に位置している。</p> <p>本地区の周辺には戸建住宅を中心とした住宅地や駅前商業施設があり良好な市街地が形成され、また東側には都市計画道路3・4・15号小林浅間新田線、南側にはJR成田線が走る交通の利便性の高い地区である。</p> <p>そこで地区計画を導入することにより建築物等に関する制限を行い、周辺住宅地との調和に配慮すると共に、戸建住宅地を中心とした良好な居住環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>本地区計画区域内の良好な居住環境の形成及び保全を図るため、「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」を定める。</p> <p>■土地利用の方針</p> <p>土地利用の計画等を勘案し、本地区を戸建住宅地区、沿道利用地区に区分し、各区分の方針を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建住宅地区は、低層の戸建住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図る。</li> <li>・沿道利用地区は、幹線道路の沿道という立地条件を生かし、合理的な土地利用を図る。</li> </ul> <p>■地区施設の整備の方針</p> <p>本地区には、開発行為により道路等の地区施設が一体的に配置されており、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。</p> <p>■建築物等の整備の方針</p> <p>区分された各地区の特性に応じた土地利用を図るため、「建築物の用途の制限」、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の高さの最高限度」及び「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。</p> <p>また、防犯及び安全に配慮し、緑豊かな住宅地とするため、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>

地区整備計画書

地区の区分	地区の名称	戸建住宅地区	沿道利用地区
	地区の面積	約 1.8 ha	約 0.7 ha
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 (1) 戸建住宅 (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅(住戸の数が3以上のものを除く) (3) 上記に掲げる建築物に付属するもの (4) 市長が公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めて許可したもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建基法別表第2(ニ)項第6号に掲げる畜舎 (2) 建基法別表第2(ニ)項第2号に掲げる工場	
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の10	—	
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の5 (建基法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の6)	—	
建築物の敷地面積の最低限度	165㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した敷地については、この限りでない。	—	
壁面の位置の制限	計画図に表示する敷地境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次に掲げるとおりとする。また、特に表示のない敷地境界については、後退距離は1m以上とする。 (1) 3号壁面線においては、1.2m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内のもの ウ. 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ床面積の合計が8㎡以内のもの	計画図に表示する敷地境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次に掲げるとおりとする。また、特に表示のない敷地境界については、後退距離は1m以上とする。 (1) 2号壁面線においては、1.5m以上とする。 (2) 1号壁面線においては、2.0m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、柱のある玄関ポーチその他これらに類するもの イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内のもの ウ. 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ床面積の合計が8㎡以内のもの	
建築物等の高さの最高限度	地盤面から10m以下とし、かつ軒の高さは6.5m以下としなければならない。 また、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたもの以下としなければならない。	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下、かつ当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下としなければならない。	
建築物等の形態又は意匠の制限	本地区計画の都市計画決定時に本地区計画区域を対象に施工中の開発行為により計画された建築物の地盤面の高さを変更してはならない。ただし、敷地の出入口、車庫及び物置等の建築、設置のために必要な最低限度の変更については、この限りでない。	—	
垣又はさくの構造の制限	道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。それ以外にあっては安全に配慮した構造で、高さは2m以下とし、その上部の1m以上をフェンス等の開放性のあるものとする。ただし、門扉及び門柱は、この限りでない。	—	

「計画区域、地区整備計画区域及び地区の区分は、計画図(地区整備計画図、地区区分図含む)表示のとおり。」  
理由：本計画区域は、開発行為により計画的に整備された低層住宅を主体とした住宅地と都市計画道路沿道に位置する沿道利用地区からなり、適切な土地利用及び良好な居住環境の形成及び保全を図るため地区計画を変更する。

変更後（案）

※赤字下線は変更箇所

印西都市計画地区計画の変更（印西市決定）

都市計画小林北四丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	小林北四丁目地区地区計画
位 置	印西市小林北四丁目及び小林北五丁目の各一部の区域
面 積	約 2.5 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、JR成田線小林駅の東約50mにあり、大規模な開発行為により計画的な住宅地としての土地利用及び施設整備が行われ、<u>た</u>小林北地区のほぼ中央部に位置している。</p> <p>本地区の周辺には戸建住宅を中心とした住宅地や駅前商業施設があり良好な市街地が形成され、また東側には都市計画道路3・4・15号小林浅間新田線、南側にはJR成田線が走る交通の利便性の高い地区である。</p> <p>そこで地区計画を導入することにより建築物等に関する制限を行い、周辺住宅地との調和に配慮すると共に、戸建住宅地を中心とした良好な<u>居</u>住環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>本地区計画区域内の良好な<u>居</u>住環境の形成及び保全を図るため、「<u>土地利用の方針</u>」、「<u>地区施設の整備の方針</u>」及び「<u>建築物等の整備の方針</u>」を定める。</p> <p>■土地利用の方針 土地利用の計画等を勘案し、本地区を戸建住宅地区、沿道利用地区に区分し、各区分の方針を次のように定める。 ・<u>戸建住宅地区は</u>、低層の戸建住宅を主体とした良好な<u>居</u>住環境の形成を図る。 ・<u>沿道利用地区は</u>、幹線道路の沿道という立地条件を生かし、合理的な土地利用を図る。</p> <p>■地区施設の整備の方針 本地区には、開発行為により道路等の地区施設が一体的に配置され<u>ており</u>、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。</p> <p>■建築物等の整備の方針 区分された各地区の特性に応じた土地利用を図るため、「建築物の用途の制限」、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低<u>限度</u>」、「壁面の位置の制限」、「建築物の高さの<u>最高限度</u>」及び「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 また、防犯及び安全に配慮し、緑豊かな住宅地とするため、「<u>垣</u>又はさくの構造の制限」を定める。</p>

変更前

印西都市計画地区計画の決定（印西市決定）

都市計画小林北四丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	小林北四丁目地区地区計画
位 置	印西市小林北四丁目の一部の区域
面 積	約 2.5 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、JR成田線小林駅の東約50mにあり、大規模な開発行為により計画的な住宅地としての土地利用及び施設整備が行われ、<u>る</u>小林北地区のほぼ中央部に位置している。</p> <p>本地区の周辺には戸建住宅を中心とした住宅地や駅前商業施設があり良好な市街地が形成され、また東側には都市計画道路3・4・15小林浅間新田線、南側にはJR成田線が走る交通の利便性の高い地区である。</p> <p>そこで地区計画を導入することにより建築物等に関する制限を行い、周辺住宅地との調和に配慮すると共に、戸建住宅地を中心とした良好な住環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>本地区計画区域内の良好な住環境の形成・保全を図るため<u>以下のような方針</u>を定める。</p> <p>■土地利用の方針 土地利用の計画等を勘案し、本地区を戸建住宅地区、沿道利用地区に区分し、各区分の方針を次のように定める。 <u>&lt;戸建住宅地区&gt;</u> 低層の戸建住宅を主体とした良好な住環境の形成を図る。 <u>&lt;沿道利用地区&gt;</u> 幹線道路の沿道という立地条件を生かし、合理的な土地利用を図る。</p> <p>■地区施設の整備の方針 本地区には、開発行為により道路等の地区施設が一体的に配置され<u>るので</u>、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。</p> <p>■建築物等の整備の方針 区分された各地区の特性に応じた土地利用を図るため、「建築物の用途の制限」、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積の最低<u>制限</u>」、「壁面の位置の制限」、「建築物の高さの<u>制限</u>」、「建築物等の形態又は意匠の制限」<u>についての必要な基準</u>を定める。 また、防犯及び安全に配慮し、緑豊かな住宅地とするため、<u>かき</u>又はさくの構造の制限を定める。</p>

変更後 (案)

※赤字下線は変更箇所

地区の区分	地区の名称	戸建住宅地区	沿道利用地区
	地区の面積	約 1.8 ha	約 0.7 ha
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 <u>(1) 戸建住宅</u> <u>(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅(住戸の数が3以上のものを除く)</u> <u>(3) 上記に掲げる建築物に付属するもの</u> <u>(4) 市長が公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めて許可したもの</u>	次に掲げる建築物は建築してはならない。 <u>(1) 建基法別表第2(ニ)項第6号に掲げる畜舎</u> <u>(2) 建基法別表第2(ニ)項第2号に掲げる工場</u>	
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の10	—	
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の5 <u>(建基法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の6)</u>	—	
建築物の敷地面積の最低限度	165㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で <u>用途上又は構造上</u> やむを得ないと認めて許可した敷地については、この限りでない。	165㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可した敷地については、この限りでない。	
壁面の位置の制限	計画図に表示する敷地境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次に掲げるとおりとする。また、特に表示のない敷地境界については、後退距離は1m以上とする。 (1) <u>3号壁面線</u> においては、1.2m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の <u>アからウまで</u> のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 <u>ア.</u> 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の <u>とき</u> 。 <u>イ.</u> 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内のもの <u>ウ.</u> 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ床面積の合計が8㎡以内のもの	計画図に表示する敷地境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次に掲げるとおりとする。また、特に表示のない敷地境界については、後退距離は1m以上とする。 (1) <u>2号壁面線</u> においては、1.5m以上とする。 (2) <u>1号壁面線</u> においては、2.0m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の <u>アからウまで</u> のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 <u>ア.</u> 出窓、柱のある玄関ポーチその他これらに類するもの <u>イ.</u> 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内のもの <u>ウ.</u> 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ床面積の合計が8㎡以内のもの	
建築物等の高さの最高限度	地盤面から10m以下とし、かつ軒の高さは6.5m以下としなければならない。 また、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下、かつ当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに、5mを加えたもの以下としなければならない。	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下、かつ当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下としなければならない。	
建築物等の形態又は意匠の制限	本地区計画の都市計画決定時に本地区計画区域を対象に施工中の開発行為により計画された建築物の地盤面の高さを変更してはならない。ただし、敷地の出入口、車庫及び物置等の建築、設置のために必要な最低限度の変更については、この限りでない。	—	
垣又はさくの構造の制限	道路境界線に面する部分の <u>垣</u> 又はさくは原則として生垣とする。それ以外にあっては安全に配慮した構造で、高さは2m以下とし、その上部の1m以上をフェンス等の開放性のあるものとする。ただし、門扉及び門柱は、この限りでない。	—	

「計画区域、地区整備計画区域及び地区の区分は、計画図(地区整備計画図、地区区分図含む)表示のとおり。」

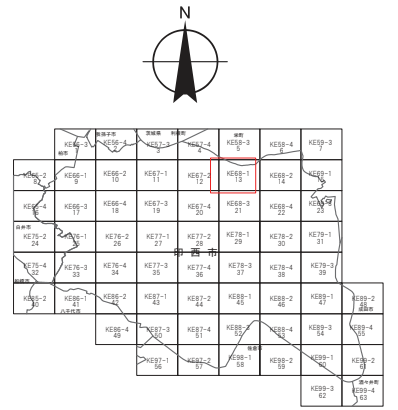
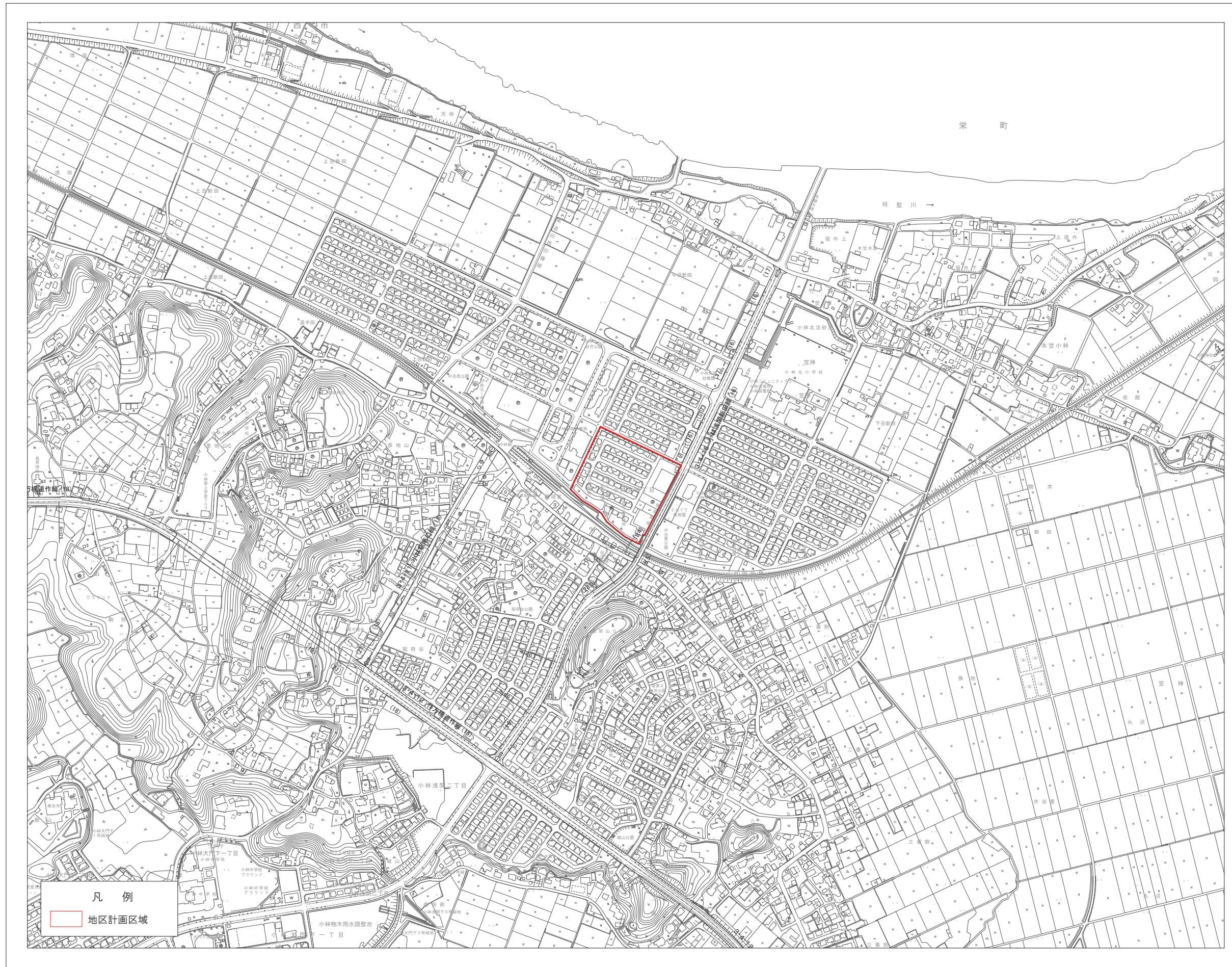
理由：本計画区域は、開発行為により計画的に整備された低層住宅を主体とした住宅地と都市計画道路沿道に位置する沿道利用地区からなり、適切な土地利用及び良好な居住環境の形成及び保全を図るため地区計画を変更する。

変更前

地区の区分	地区の名称	戸建住宅地区	沿道利用地区
	地区の面積	約 1.8 ha	約 0.7 ha
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 <u>1. 住宅(長屋を除く)</u> <u>2. 共同住宅(住戸の数が3以上のものを除く)</u> <u>3. 上記に掲げる建築物に付属するもの</u> <u>4. 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したもの</u>	次に掲げる建築物は建築してはならない。 <u>1. 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ニ)項第6号に掲げる畜舎</u> <u>2. 工場(建築基準法施行令(昭和25年号外政令第338号)第130条の6で定めるものを除く)</u> <u>3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年号外法律第122号)第2条第6項第6号で定める営業の用に供する建築物</u>	
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の10	—	
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の5	—	
建築物の敷地面積の最低限度	165㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可した敷地についてはこの限りでない。	165㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可した敷地についてはこの限りでない。	
壁面の位置の制限	計画図に表示する敷地境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次に掲げるとおりとする。また、特に表示のない敷地境界については、後退距離は1m以上とする。 (1) <u>1号壁面線</u> においては、1.2m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の <u>各号</u> のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 <u>1.</u> 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の <u>もの</u> <u>2.</u> 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内のもの <u>3.</u> 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ床面積の合計が8㎡以内のもの	計画図に表示する敷地境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次に掲げるとおりとする。また、特に表示のない敷地境界については、後退距離は1m以上とする。 (1) <u>2号壁面線</u> においては、1.5m以上とする。 (2) <u>3号壁面線</u> においては、2.0m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の <u>各号</u> のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 <u>1.</u> 出窓、柱のある玄関ポーチその他これらに類するもの <u>2.</u> 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内のもの <u>3.</u> 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ床面積の合計が8㎡以内のもの	
建築物等の高さの最高限度	地盤面から10m以下とし、かつ軒の高さは6.5m以下としなければならない。 また、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下、かつ当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに、5mを加えたもの以下としなければならない。	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下、かつ当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下としなければならない。	
建築物等の形態又は意匠の制限	本地区計画の都市計画決定時に本地区計画区域を対象に施工中の開発行為により計画された建築物の地盤面の高さを変更してはならない。ただし、敷地の出入口、車庫及び物置等の建築、設置のために必要な最低限度の変更についてはこの限りでない。	—	
かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面する部分の <u>かき</u> 又はさくは原則として生垣とする。それ以外にあっては安全に配慮した構造で、高さは2m以下とし、その上部の1m以上をフェンス等の開放性のあるものとする。ただし、門扉及び門柱はこの限りでない。	—	

「区域は計画図表示のとおり」

理由：本計画区域は、開発行為により計画的に整備される低層住宅を主体とした住宅地と都市計画道路沿道に位置する沿道利用地区からなり、適切な土地利用及び良好な住環境の形成、維持を図るため地区計画を決定する。



▲ 25.0	▽ 25.0	△ 25.0	▽ 25.0
▲ 25.02	▽ 25.02	△ 25.02	▽ 25.02
▲ 25.04	▽ 25.04	△ 25.04	▽ 25.04
▲ 25.06	▽ 25.06	△ 25.06	▽ 25.06
▲ 25.08	▽ 25.08	△ 25.08	▽ 25.08
▲ 25.10	▽ 25.10	△ 25.10	▽ 25.10
▲ 25.12	▽ 25.12	△ 25.12	▽ 25.12
▲ 25.14	▽ 25.14	△ 25.14	▽ 25.14
▲ 25.16	▽ 25.16	△ 25.16	▽ 25.16
▲ 25.18	▽ 25.18	△ 25.18	▽ 25.18
▲ 25.20	▽ 25.20	△ 25.20	▽ 25.20
▲ 25.22	▽ 25.22	△ 25.22	▽ 25.22
▲ 25.24	▽ 25.24	△ 25.24	▽ 25.24
▲ 25.26	▽ 25.26	△ 25.26	▽ 25.26
▲ 25.28	▽ 25.28	△ 25.28	▽ 25.28
▲ 25.30	▽ 25.30	△ 25.30	▽ 25.30
▲ 25.32	▽ 25.32	△ 25.32	▽ 25.32
▲ 25.34	▽ 25.34	△ 25.34	▽ 25.34
▲ 25.36	▽ 25.36	△ 25.36	▽ 25.36
▲ 25.38	▽ 25.38	△ 25.38	▽ 25.38
▲ 25.40	▽ 25.40	△ 25.40	▽ 25.40
▲ 25.42	▽ 25.42	△ 25.42	▽ 25.42
▲ 25.44	▽ 25.44	△ 25.44	▽ 25.44
▲ 25.46	▽ 25.46	△ 25.46	▽ 25.46
▲ 25.48	▽ 25.48	△ 25.48	▽ 25.48
▲ 25.50	▽ 25.50	△ 25.50	▽ 25.50
▲ 25.52	▽ 25.52	△ 25.52	▽ 25.52
▲ 25.54	▽ 25.54	△ 25.54	▽ 25.54
▲ 25.56	▽ 25.56	△ 25.56	▽ 25.56
▲ 25.58	▽ 25.58	△ 25.58	▽ 25.58
▲ 25.60	▽ 25.60	△ 25.60	▽ 25.60
▲ 25.62	▽ 25.62	△ 25.62	▽ 25.62
▲ 25.64	▽ 25.64	△ 25.64	▽ 25.64
▲ 25.66	▽ 25.66	△ 25.66	▽ 25.66
▲ 25.68	▽ 25.68	△ 25.68	▽ 25.68
▲ 25.70	▽ 25.70	△ 25.70	▽ 25.70
▲ 25.72	▽ 25.72	△ 25.72	▽ 25.72
▲ 25.74	▽ 25.74	△ 25.74	▽ 25.74
▲ 25.76	▽ 25.76	△ 25.76	▽ 25.76
▲ 25.78	▽ 25.78	△ 25.78	▽ 25.78
▲ 25.80	▽ 25.80	△ 25.80	▽ 25.80
▲ 25.82	▽ 25.82	△ 25.82	▽ 25.82
▲ 25.84	▽ 25.84	△ 25.84	▽ 25.84
▲ 25.86	▽ 25.86	△ 25.86	▽ 25.86
▲ 25.88	▽ 25.88	△ 25.88	▽ 25.88
▲ 25.90	▽ 25.90	△ 25.90	▽ 25.90
▲ 25.92	▽ 25.92	△ 25.92	▽ 25.92
▲ 25.94	▽ 25.94	△ 25.94	▽ 25.94
▲ 25.96	▽ 25.96	△ 25.96	▽ 25.96
▲ 25.98	▽ 25.98	△ 25.98	▽ 25.98
▲ 26.00	▽ 26.00	△ 26.00	▽ 26.00

凡例  
地区計画区域

- 平成17年測量
- 平成20年修正
- 平成23年修正
- 平成27年修正
- 平成22年12月撮影
- 平成23年7月現地調査
- 平成25年12月撮影
- 平成27年6月現地調査

平面直角座標値は、世界測地系による。



この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て  
測量師の測量成果及び測量成果を使用して得たものである。  
(測量番号) 平成17 測公第 158 号  
この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。  
(測量番号) 平成20 測公第 450 号  
この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て  
測量師の測量成果及び測量成果を使用して得たものである。  
(測量番号) 平成23 測公第 77 号  
この測量成果は、国土地理院長の承認を受けて得たものである。  
(測量番号) 平成27 測公第 41 号

作業 株式会社パスコ  
計画機関 印西市

座標系は平成14年国土交通省告示  
第9号の規定による第Ⅲ種座標系  
投影は横メルカトル図法  
図面に表示してある座標値はキロメートル単位  
方角は0.5キロメートル間隔  
図面に表示してある経緯度目盛は10秒間隔  
高さの基準は東京湾の平均海面  
等高線の間隔は2メートル  
千葉県精密水準点の基準日は平成27年1月1日





